

## 金融再生プログラム関連等に係る検査マニュアルの改訂の概要

### 1. 改訂の概要

#### (1) 金融再生プログラム関連

##### 引当に関するDCF的手法の採用

要管理先及び破綻懸念先の引当手法について、DCF法を選択肢として書き加えたうえで、「与信額が100億円以上の大口債務者」については、「DCF法の適用が望ましい」と記載することとした。

##### 引当金算定における期間の見直し

要管理先(3年基準)及びその他要注意先(1年基準)の引当金算定期間について、以下の方法を書き加えたうえで、「与信額が100億円以上の大口債務者」については、「その適用が望ましい」と記載することとした。

要管理先に対して、やむを得ずDCF法を適用できない場合には、個別的な残存期間による引当を適用する。

その他要注意先のうち、要管理先以下から上位遷移した大口債務者については、要管理先に準じた引当手法を適用する(DCF法、又は、現行の要管理先の引当手法)。

(備考)大口債務者に対するDCF法及び引当金算定期間の適用については、監督局より、主要行に対し15年3月期から適用するよう要請する予定。

#### (2) その他の改訂

本人確認法等最近の法令改正等に伴う所要の改訂を行うこととする。(詳細は別添2参照)

(備考)今回の改訂は、預金等受入金融機関に係る「金融検査マニュアル」について行うほか、関連する項目については、その他の業態を対象とする検査マニュアルについても併せて改訂を行う。

### 2. 今後の予定

本パブリックコメント終了後、頂いたご意見等を踏まえ所要の作業を行い、検査官宛通達として発出し、通達発出日以降を検査実施日とする検査について(決算処理を伴う項目については平成15年3月期の決算処理に係る検査から)適用する予定。